

資料2 第18回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第18回河川保全利用委員会(H20.1.17)審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第18回から第19回までの検討結果	第19回河川保全利用委員会 審議内容	第19回委員会 配布資料
1)報告事項	●ガイドー操縦訓練場の意見書を平成19年12月27日に委員会から琵琶湖河川事務所に提出したことを報告。	-	-	-
2)第17回委員会活動の整理事項	●『資料一2 第17回河川保全利用委員会審議事項の整理表』の審議事項を確認し、承認した。	-	-	-
3)継続占用許可申請施設の第2回審査	<p>●第2回審査として申請者守山市、野洲市、栗東市から説明を受けたのち審議を行った。説明は、『資料一3 委員会第2回審査における申請者からの説明手順』により実施。 ⇒次回委員会で申請者から再度説明を受けて審議をする時間を設ける。 ⇒委員から説明希望事項を事務局に提出して、申請者に通知して次回の準備をお願いする。</p> <p>・継続してくださいということではなく、この場所を市としてどういう方向を考えているのかを聴きたい。 ・「環境への配慮」「川との関わりを」について、考えている内容を追加説明して欲しい。 ・市域における運動施設の分布と利用状況を示した資料を提供して欲しい。 ・遊具やベンチ等の施設や舗装が老朽化した場合の維持管理の考え方を知りたい。 ・川に親しむ活動として地元との協議会を設置しているか、今後の予定を知りたい。 ・「永久構造物を減らそう」という考えがあるのか再度聞きたい。 ・「危険だから川に近づかない」と切り捨てるのではなく、危険であっても川の自然を感じる視点で検討して欲しい。 ・「河川管理者と協議しているから」との回答から、一步、二歩前進した提案をでないで協議できない。 ・洪水時の工作物撤去訓練と撤去実績について。 ⇒守山市、野洲市、栗東市とも、毎年撤去訓練をしている。洪水等で撤去をした実績はない。 ・更新時に施設を変更することは法的に可能なのか。</p>	<p>・委員からの説明要望事項を申請者に伝え、第19回委員会での説明準備を依頼した。</p>	<p>・申請者からの追加説明を受け審議を行う。</p>	<p>資料3 委員会審査での追加説明依頼事項</p>
	<p>●審査対象公園用審査表は、11項目の追加を説目した。 ⇒委員から意見をもらい内容を充実することとした。</p>	<p>・審査表の意見提出を依頼した。 ・委員意見を受け委員会審査表の考え方を整理した。</p>	<p>・審査表整備の考え方について審議を行う。</p>	<p>資料4 委員会審査表について</p>
4)基本理念について	<p>●基本理念の審議およびガイドライン制定後の委員会審査のながれについて意見交換をした。 ⇒基本理念は、『副委員長修正案』を委員に送付し、意見を取りまとめる。 ⇒委員からガイドラインの意見をもらい方向性を考える。</p> <p>基本理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続利用が中心で、新規利用の考え方が含まれていない。健全な新規利用を含める形が必要。</li> <li>・新規利用と、継続利用を区分しない表現を検討する。</li> </ul> <p>ガイドラインについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインと審査項目が同じであるということは議論していない。</li> <li>・ガイドラインは、河川管理者から提案を受けて委員会で審議するが、その結果は委員会判断資料とした方がいい。</li> <li>・ガイドラインは、個別の事項で判断のブレがないように明確にした方がいいので、委員会が策定するのが自然である。</li> <li>・ガイドラインは、委員会が承認する形なのか、資料を検討する形かがポイントである。</li> </ul> <p>ガイドライン制定後の委員会審査のながれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会審査は必要である。審査の簡素化のため、河川管理者の協力は必要であるが、河川管理者のみで判断することは、委員会の合意が必要である。</li> </ul>	<p>・「基本理念の検討案」および「ガイドライン制定後の審査方法(案)」を委員に送付して、意見提出を依頼した。 ・委員意見を受け「基本理念・基本方針」を整理した。 ・現在の審査の流れに対応する「ガイドライン(素案)」を整理した。</p>	<p>・「基本理念・基本方針」と「ガイドライン(素案)」の審議をお願いする。 ・「今後の委員会運営について」審議をお願いする。</p>	<p>資料5 基本理念・基本方針について 資料6 河川敷占用許可審査のガイドライン(素案) 資料7 委員会審査の流れ(比較案)</p>
5)今後のスケジュール	<p>●次回の第19回委員会は、2月21日(木) 午前9:00～12:00から、ライズヴィル 都賀山で開催する。審議内容は、審査対象公園について申請者から追加説明を受けて審査をする。また、基本理念・基本方針、ガイドライン及びガイドライン制定後の審査方法について審議を行う。</p>	-	-	<p>資料7 今後の委員会運営、審議内容について</p>
6)一般傍聴者からの意見聴取	●一般傍聴者からの意見は無し。	-	-	-

資料3-1 第19回委員会で申請者から追加で説明をお願いする事項(守山市)

No	追加説明項目	説明をお願いする内容	申請者からの説明	
1	説明内容に関する全般的なお願い事項	口頭の説明では、理解しにくい面があります。発言内容を理解するため、委員会に <u>説明資料文章を提出</u> して欲しい。		
2		<u>「河川管理者と協議しているから、現状のまま…」という回答でなく、申請者として一歩、二歩前進する提案</u> をして協議する対応をお願いする。		
3	第18回委員会資料3の申請者からの説明事項の <u>具体的内容の説明</u>  第18回委員会での説明された内容を補足する事項	(7)施設の維持管理の考え方を説明 ②半永久的な構造物が多く設置されていることに対する考え方 ● <u>少しでも永久建築物を減らそうという姿勢</u> を、再度聞かせてほしい。	公園内の工作物は、都市公園の効用を全うするため、必要かつ最小限の範囲で設置しているもので、これらの工作物を減らすことについては、現在のところ考えていません。しかしながら、改築時等においては、河川法の趣旨を尊重いたします。	
4		(8)今後の河川敷の利用として申請者が考えている事項 ①「川でなければならない、川に活かされた利用」で申請者として考えている内容 ②河川敷を利用や川とのつき合い・関わりを進めていく面での今後の計画や考え方 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	①申請者が考える「川でなければならない利用等」は、市民が考えるこれらの利用であり、野洲川の環境にふれあい憩える公園としての利用であると考えています。 ②市民が考える「川でなければならない利用等」の意見が変わったときには、計画の見直しが必要であると考えます。	
5		(9)継続利用を行なう際の申請者が考えている取り組み内容 ①継続利用をする際に、環境に配慮していく内容 ②維持・管理で配慮する事項 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	①法改正の趣旨を尊重し、占有者は利用および維持管理において、今後も一層、環境に配慮すべきであると考えています。 ②具体的には、委員会のガイドラインとの整合を図る必要性があるため、未定です。	
6		(10)河川利用の方向性が変化してきたことに対する申請者の対応の状況 ①代替地の検討の考え方と実施状況 ②利用状況の少ない施設の扱い ③申請者が考えている「現在の考え方」、「将来的な考え方」、「公園の位置づけ」などについての「河川利用の方向性変化の内容と考え方」 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	①野洲川の環境にふれあい憩える公園については、代替地はないと考えています。 ②利用者数が伸びている公園であることから、特に考えていません。 ③河川法改正を受け、その利用等においては環境に配慮するべきであると考えますが、このことを理由として、施策まで即時改める必要性はないと考えています。	
7		栗東市さんの説明で、「今後の利用の考え方」の説明に関する事項	『「委員会が設けられ、「川でなければならない、あるいは川に活かされた利用」という観点から今後の占有は、これまでの公園目的に使えるという流れが変わってきている。」という考え方が全く理解できません。』という <u>説明文書に至った理由について詳しく知りたい。</u>	
8		危険だから川に近づかないとの発言	危険だから近づかないようにしているという説明がありました。 <u>危険であっても、川の自然を感じることは幾らでもできる</u> ので、そういう視点で詰めていただきたい。	
9	同種の施設の設置状況と利用状況	市内にある同種の全施設で利用状況が <u>比較できる資料を提示</u> して欲しい。 具体的には、多目的運動場、スポーツ広場、市民グラウンド、運動公園、多目的グラウンド等の <u>利用者数、およびそれらの施設の立地がわかる地図</u> です。	【図面および資料による。】	
10	施設等の老朽時の対応の考え方	公園内の舗装、遊具、ファニーチャ等について、将来、補修が必要となった場合に、あくまでも現状復帰とするのか、あるいは、河川環境に配慮した数量、配置、素材等に変更する可能性があるか、 <u>市としての方針</u> を示して欲しい。	公園管理者としては、各施設の機能を維持するために、第一に現状復帰することを考えていますが、使用材料等については可能な限り、河川環境に配慮する必要があります。	
11	河川環境との関わりを深める取り組み	公園の運営管理に際して、地域住民に対する自然観察会を開催するなど、公園を媒体として河川環境との関わりを深める取り組みを行う考えがあるのか、 <u>市としての方針</u> を示して欲しい。 なお、琵琶湖湖岸緑地の指定管理者が行っている <u>取り組みの情報が、以下のホームページで紹介されています。参考してください。</u> <a href="http://www.ohmitetudo.co.jp/kogan/index.html">http://www.ohmitetudo.co.jp/kogan/index.html</a>	現在のところ、野洲川立入河川公園での自然観察会等の開催は特に予定していません。なお、本市では琵琶湖の景観や新川の自然環境を保全再生し、これらの水辺や水環境にこだわった都市公園として、美崎公園を整備しているため、河川環境との関わりを深める自然観察会等については、当該公園において実施しています。	

資料3-2 第19回委員会で申請者から追加で説明をお願いする事項(野洲市)

No	追加説明項目	説明をお願いする内容	申請者からの説明	
1	説明内容に関する全般的なお問い合わせ事項	説明文書を見て説明を聞きたい	河川管理者より指示されました概要説明書を作成し提出しております。 委員の皆様の期待には、お応えできていないかも知れませんが、野洲市として考えられる最善策を提出させていただいております。ご理解願いたいと存じます。	
2		申請者の考えをもっと出して欲しい	「河川管理者と協議しているから、現状のまま…」という回答でなく、申請者として一歩、二歩前進する提案をして協議する対応をお願いする。	
3	第18回委員会での説明された内容を補足する事項	(7)施設の維持管理の考え方を説明 ②半永久的な構造物が多く設置されていることに対する考え方 ● <u>少しでも永久建築物を減らそうという姿勢を</u> 、再度聞かせてほしい。	(7)日常の維持管理については、概要説明書資料6-7に添付しております指定管理協定書に基づき、指定管理者である野洲市文化スポーツ事業団に委託を行っております。  ②半永久的な構造物の設置につきましては、河川の高水敷を利用するにあたり、必要なものを、河川管理者の許可をいただき設置しております。また、許可書の許可条件に基づき施設の適正な管理に努めております。	
4		(8)今後の河川敷の利用として申請者が考えている事項 ①「川でなければならない、川に活かされた利用」で申請者として考えている内容 ②河川敷を利用や川とのつき合い・関わりを進めていく面での今後の計画や考え方 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	(8)今後の河川敷の利用として申請者が考えている事項の①「川でなければならない、川に活かされた利用」につきましては、十分な理解ができていないと申せません。具体的事例をご指導いただき、今後の取り組みとしていきたいと考えます。 ②河川敷の今後の計画や考え方につきましては、概要説明書5ページに記載されておりますように、野洲川河川公園の良好に保全された河川敷に人が集い、川と繋がるための取り組みを、今後も進めていきたいと考えます。	
5		(9)継続利用を行なう際の申請者が考えている取り組み内容 ①継続利用をする際に、環境に配慮していく内容 ②維持・管理で配慮する事項 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	(9)継続利用を行なう際の申請者が考えている取り組み内容としては、概要説明書10ページに記載してあるとおりです。	
6		(10)河川利用の方向性が変化してきたことに対する申請者の対応の状況 ①代替地の検討の考え方と実施状況 ②利用状況の少ない施設の扱い ③申請者が考えている「現在の考え方」、「将来的な考え方」、「公園の位置づけ」などについての「河川利用の方向性変化の内容と考え方」 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	①「概要説明書」6ページA2代替性に記載しているとおりにしております。 ②「概要説明書」5ページ(2)施設の継続設置の目的iiに記載しているとおりにしております。 ③「概要説明書」5ページ(2)施設の継続設置の目的iに記載しているとおりにしております。	
7		栗東市さんの説明で、「今後の利用の考え方」の説明に関する事項	『{委員会が設けられ、「川でなければならない、あるいは川に活かされた利用」という観点から今後の占用は、これまでの公園目的に使えるという流れが変わってきている。}という考え方が全く理解できません。』という説明文書に至った理由について詳しく知りたい。	
8		危険だから川に近づかないとの発言	危険だから近づかないようにしているという説明がありました。 <u>危険であっても、川の自然を感じることは幾らでもできるので、そういう視点で詰めていただきたい。</u>	
9	同種の施設の設置状況と利用状況	市内にある同種の全施設で利用状況が比較できる資料を提示して欲しい。 具体的には、多目的運動場、スポーツ広場、市民グラウンド、運動公園、多目的グラウンド等の利用者数、およびそれらの施設の立地がわかる地図です。	別添資料を参照ください。	
10	施設等の老朽時の対応の考え方	公園内の舗装、遊具、ファーニチャ等について、将来、補修が必要となった場合に、あくまでも現状復帰とするのか、あるいは、河川環境に配慮した数量、配置、素材等に変更する可能性があるか、 <u>市としての方針</u> を示して欲しい。	公園内の舗装、遊具、ファーニチャ等については、将来、補修が必要となった場合には、住民のニーズを把握するとともに、老朽化への対応も含めて検討し、適正な維持管理に努めます。	
11	河川環境との関わりを深める取り組み	公園の運営管理に際して、地域住民に対する自然観察会を開催するなど、公園を媒体として河川環境との関わりを深める取り組みを行う考え方があるのか、 <u>市としての方針</u> を示して欲しい。 なお、琵琶湖湖岸緑地の指定管理者が行っている取り組みの情報が、以下のホームページで紹介されています。参考にしてください。 <a href="http://www.ohmitetudo.co.jp/kogan/index.html">http://www.ohmitetudo.co.jp/kogan/index.html</a>	概要説明書10ページiiに記載してあるとおり、3点の事項について取り組みたいと考えております。 (1)施設の健全で秩序ある利用と適正な維持管理。 (2)親水性を高め、人と川との繋がりを増やす取り組み。 (3)多様な生物との共存と保全のための環境教育。 これらの取り組みを計画的に推進するために、「野洲市環境基本計画(平成19年3月策定)」を、市民と協働して着実に進めてまいります。	

資料3-3 第19回委員会で申請者から追加で説明をお願いする事項(栗東市)

No	追加説明項目	説明をお願いする内容	申請者からの説明
1	説明内容に関する全般的なお願い事項	説明文書を見て説明を聞きたい	口頭の説明では、理解しにくい面があります。発言内容を理解するため、委員会に <u>説明資料文章を提出</u> して欲しい。
2		申請者の考えをもっと出して欲しい	「 <u>河川管理者と協議しているから、現状のまま…</u> 」という回答でなく、 <u>申請者として一歩、二歩前進する提案</u> をして協議する対応をお願いする。
3	第18回委員会資料3の申請者からの説明事項の <u>具体的内容の説明</u>	(7)施設の維持管理の考え方を説明 ②半永久的な構造物が多く設置されていることに対する考え方 ● <u>少しでも永久建築物を減らそうという姿勢</u> を、再度聞かせてほしい。	老朽化遊具類は随時撤去します。新規遊具の設置はしません。
4		(8)今後の河川敷の利用として申請者が考えている事項 ①「川でなければならない、川に活かされた利用」で申請者として考えている内容 ②河川敷を利用や川とのつき合い・関わりを進めていく面での今後の計画や考え方 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	①特になし。②現状維持(ただし、遊具類は随時撤去)
5		(9)継続利用を行なう際の申請者が考えている取り組み内容 ①継続利用をする際に、環境に配慮していく内容 ②維持・管理で配慮する事項 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	①現状維持 ②ゴミの持ち帰り啓発
6		(10)河川利用の方向性が変化してきたことに対する申請者の対応の状況 ①代替地の検討の考え方と実施状況 ②利用状況の少ない施設の扱い ③申請者が考えている「現在の考え方」、「将来的な考え方」、「公園の位置づけ」などについての「河川利用の方向性変化の内容と考え方」 ● <u>具体的内容の説明が欲しい。</u>	①今後は検討します②遊具類は撤去③現状維持
7	栗東市さんの説明で、「今後の利用の考え方」の説明に関する事項	『「委員会が設けられ、「川でなければならない、あるいは川に活かされた利用」という観点から今後の占用は、これまでの公園目的に使えるという流れが変わってきている。」という考え方が全く理解できません。』という <u>説明文書に至った理由について詳しく知りたい。</u>	市民からの新設公園整備要望に対して、用地費・整備費を考えると市内(堤内地)での新設は厳しい。河川敷の公園として有効利用がなぜためなのか理解できません。
8	危険だから川に近づかないとの発言	危険だから近づかないようにしているという説明がありました。 <u>危険であっても、川の自然を感じることは幾らでもできる</u> ので、そういう視点で詰めていただきたい。	占用区域外まで利用しません。
9	同種の施設の設置状況と利用状況	市内にある同種の全施設で利用状況が <u>比較できる資料を提示</u> して欲しい。 具体的には、多目的運動場、スポーツ広場、市民グラウンド、運動公園、多目的グラウンド等の <u>利用者数、およびそれらの施設の立地がわかる地図</u> です。	別紙
10	施設等の老朽時の対応の考え方	公園内の舗装、遊具、ファニーチャ等について、将来、補修が必要となった場合に、あくまでも現状復帰とするのか、あるいは、河川環境に配慮した数量、配置、素材等に変更する可能性があるか、 <u>市としての方針</u> を示して欲しい。	現状復帰します。ただし、遊具類は撤去する方針です。
11	河川環境との関わりを深める取り組み	公園の運営管理に際して、地域住民に対する自然観察会を開催するなど、公園を媒体として河川環境との関わりを深める取り組みを行う考えがあるのか、 <u>市としての方針</u> を示して欲しい。 なお、琵琶湖湖岸緑地の指定管理者が行っている取り組みの情報が、以下のホームページで紹介されています。参考にしてください。 <a href="http://www.ohmitetudo.co.jp/kogan/index.html">http://www.ohmitetudo.co.jp/kogan/index.html</a>	取り組みや計画はありません。

## 委員会審査表について（案）

河川保全利用委員会の委員会審査は、審査表に基づき実施しており、審査対象施設に合わせて、今までに守山河川公園審査表、グライダー審査表が作成された。守山・野洲・栗東の運動公園審査表が現在検討中である。

今後も、審査施設にあわせた審査表作成が必要となることから、これまでの審査表の検討成果を活かし、審査表作成を効率的に進めるため、検討された審査項目を集約した審査表原本を作成して、原本から審査表を作成する仕組みを提案する。

### 1. 審査表の構成

委員会で使用する審査表は、以下に示す審査区分、審査項目、審査細目の構成とする。なお、審査細目には審査細目の説明を記載する。

審査表の構成

審査区分	審査項目(1)	審査細目(11)	審査細目(11)の説明
		審査細目(12)	審査細目(12)の説明
	審査項目(2)	審査細目(21)	審査細目(21)の説明
		審査細目(22)	審査細目(22)の説明
		審査細目(23)	審査細目(23)の説明
	.....	.....	.....

#### (1) 審査区分と審査項目

##### ①審査区分

審査区分は、以下の4つの区分から構成する。

- A. 基本理念・基本方針の検証
- B. 占用施設の計画と設置理由の検証
- C. 施設利用状態と利用者面からの検証
- D. 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証

##### ②審査項目

審査項目は、審査区分に対して審査に必要な項目を設定する。

審査区分に対する審査項目は、  
 審査区分「A」で2項目  
 審査区分「B」で4項目  
 審査区分「C」で4項目

審査区分	審査項目
A 基本理念と基本方針の検証	A1 基本理念
	A2 基本方針
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性
	B2 代替性
	B3 安全性
	B4 公共性
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画
	C2 利用者
	C3 利用形態
	C4 住民意見の反映
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境
	D2 治水
	D3 利水
	D4 景観・文化

審査区分「D」で4項目

の14項目を設定した。

審査項目は、必要により審査の新項目を設定するか、審査項目の分割をする。

現在の、審査区分と審査項目の関係を右表に示す。

(2) 審査細目

審査細目は、具体的な審査を効率的に進めるため、審査項目を細分化した内容を設定する。審査細目には、審査細目の内容を説明した簡単なコメントを記載する。

審査細目は、審査項目の審査内容を具体的な記載として設定する。このため、審査細目数は、審査項目により異なる。

例えば、「A1：基本理念」では、「A11. 河川法趣旨」「A12. 基本理念」の2細目を「B2：代替性」では、「B21：代替可能性」、「B22：代替地調査」、「B23：代替地選定」の3細目を設定した。

審査細目は、必要により審査細目の追加を行なう。

審査区分	審査項目	審査細目
A 基本理念と基本方針の検証	A1 基本理念	A11 河川法趣旨
		A12 基本理念
	A2 基本方針	A21 基本方針
		A22 継続申請
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由
		B12 適正面積
	B2 代替性	B21 代替可能性
		B22 代替地調査
		B23 代替地選定
.....	.....	.....

2. 審査表の作成と運用

(1) 『審査表原本』の作成

事務局（河川管理者）は、今までの占用施設の審査で使用した審査表の活用結果を集大成したものとして審査表原本を作成する。

審査表原本は、審査表作成の基礎となるものであり、最新版として内容の充実を図り維持をする。

(2) 審査表の作成

事務局（河川管理者）で作成した、審査表（案）を委員会で審査表として承認して使用する。

審査表（案）は、事務局（河川管理者）が、審査表原本から審査対象に応じた審査項目・審査細目を取捨選択して作成する。必要により新規の審査項目、審査細目の検討、審査細目説明欄の審査対象に合わせた記載内容の検討を行い追加・変更の提案をする。

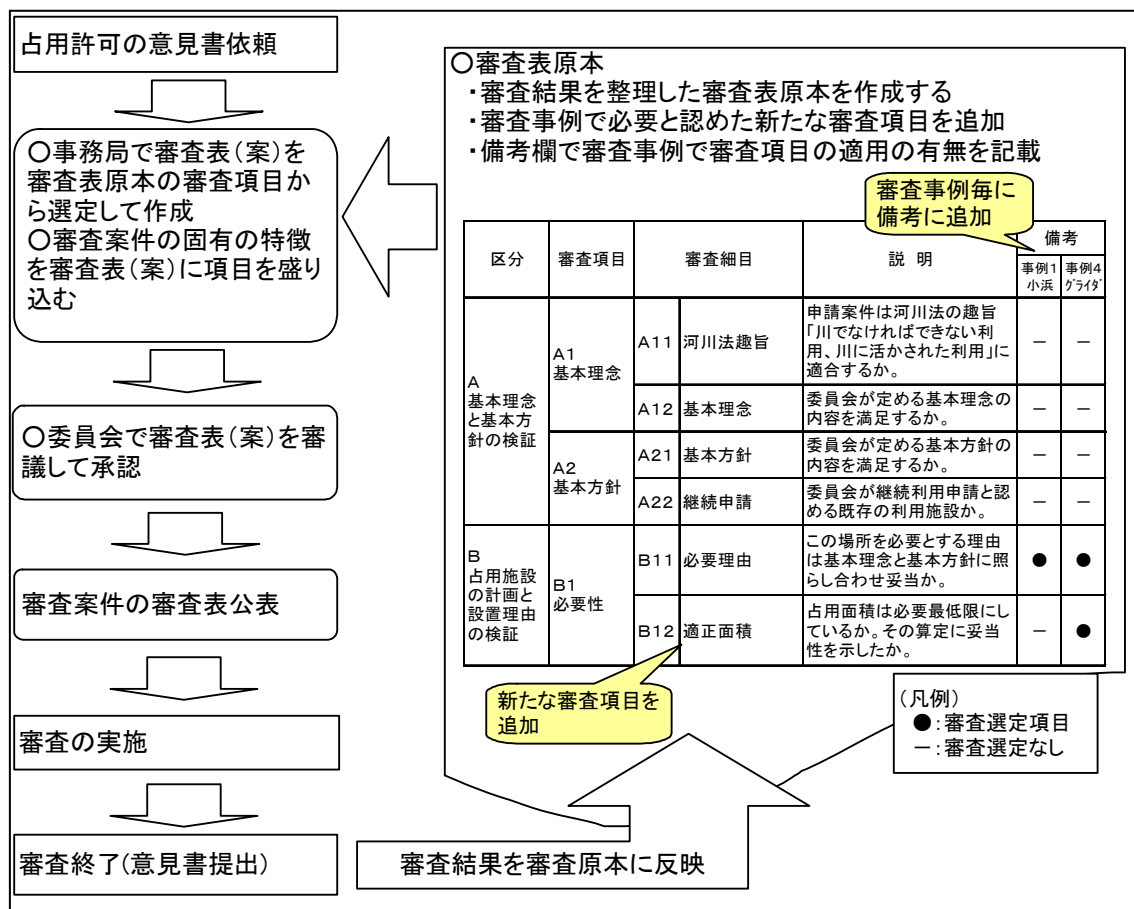
委員会は、審査表（案）の提出を受け、内容を検討し、審査対象用審査表として承認する。

(3) 審査表の活用と審査表原本への整理

委員会は、審査表を用いて審査を開始する。審査で使用した審査表は、事務局（河川管理者）が審査表原本に審査項目・審査細目等の追加整理を行い保管する。

この、「審査表の運用の流れ」を以下の図に示す。

審査表の運用の流れ



3. 審査表原本

現時点での審査表原本を別紙に示す。

以上

【改定履歴】

No.	年月日	記事
1	2008.3	審査表原本制定

資料4 別紙 審査表原本(2008. 2版)

(凡例)  
●:審査選定項目 -:審査選定なし

区分	審査項目	審査細目	説明	備考(審査事例での適用項目)						
				事例1 小浜	事例2 川田	事例3 改修	事例4 リライ	事例5 立入	事例6 河川	事例7 運動
A 基本理念 と基本方針 の検証	A1 基本理念	A11 河川法趣旨	申請案件は河川法の趣旨「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に適合するか。	-	-	-	-	○	○	○
		A12 基本理念	委員会が定める基本理念の内容を満足するか。	-	-	-	-	○	○	○
	A2 基本方針	A21 基本方針	委員会が定める基本方針の内容を満足するか。	-	-	-	-	○	○	○
		A22 継続申請	委員会が継続利用申請と認める既存の利用施設か。	-	-	-	-	○	○	○
B 占用施設 の計画と 設置理由 の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	●	●	●	●	○	○	○
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	-	-	-	●	○	○	○
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	●	●	●	●	○	○	○
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	●	●	●	●	○	○	○
		B23 代替地選定	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を選定し用地取得を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○
	B3 安全性	B31 人への安全	占用区域内及び区域周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○
		B32 施設の安全	施設が自然災害等により被害・影響(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合、施設の安全対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○
		B33 安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	-	-	-	●	-	-	-
	B4 公共性	B41 公共性	申請主体関係者以外の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか。	●	●	●	●	○	○	○
		B42 地元の理解	申請主体が関係する地元の理解をどのような方法で進めているのか。	-	-	-	●	-	-	-
C 占用施設 の利用計画 と利用者等 からの検証	C1 占用施設 利用計画	C11 設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	●	●	●	-	○	○	○
		C12 施設の変遷	継続申請の場合、前占用許可期間に施設内容が変化したか。その理由は適切であったか。	●	●	●	-	○	○	○
		C13 施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	●	●	●	●	○	○	○
		C14 協調利用	類似施設が申請近隣区域にある場合、既存施設利用を考慮したか。その所管市町村との協調を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○
		C15 維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	●	●	●	●	○	○	○
		C16 施設の補修・新設	占用内の施設を補修・新設した実績があるか。その内容の詳細を記録保存しているか。	●	●	●	-	○	○	○
		C17 構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。安全対策は定めているか。	-	-	-	-	○	○	○
	C2 利用者	C21 利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の日内変動、月内変動、年内変動などを把握しているか。	●	●	●	●	○	○	○
		C22 便所	トイレ施設は、確保し適正に維持管理しているか。	●	●	●	●	○	○	○
		C23 ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	-	-	-	●	○	○	○
		C24 利用者対応	適切な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)は定めているか。	●	●	●	●	○	○	○
		C25 駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)は確保しているか。	●	●	●	●	○	○	○
	C3 利用形態	C31 利用者の年齢等	利用者の年齢や身体健全状態に関わりなく利用可能な施設か。これらに制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	●	●	●	●	○	○	○
		C32 利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。交流を促進させる計画があるか。	●	●	●	●	○	○	○
		C33 川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	●	●	●	●	○	○	○
		C34 河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解のための活動計画(または実績)があるか。	●	●	●	●	○	○	○
		C35 地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	●	●	●	●	○	○	○
C4 住民意見 の反映	C41 意見聴取	広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行い住民意見の反映を行ったか。	-	-	-	-	○	○	○	
	C42 利用者意見	施設利用予定者の意見聴取を行い、その意見反映を行って計画した施設か。	-	-	-	-	○	○	○	
D 環境・治水 を考慮した 占用施設の 検証	D1 環境	D11-1 大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	●	●	●	●	-	-	-
		D11-2 水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の水質底質に影響を与えないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)・肥料の使用を禁止しているか。	●	●	●	●	○	○	○
		D11-3 土壌汚染	占用区域とその周辺の土壌汚染の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の土壌汚染をまねかないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	-	-	-	-	-	-	-
		D11-4 地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。施設は区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-
		D11-5 騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	●	●	●	●	○	○	○
		D11-6 悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。施設は区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	-	-	-	-	-	-	-
		D12 地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。施設の地形改変が区域の地形特性に与える影響は軽微か。	-	-	-	-	-	-	-
		D13 整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	-	-	-	●	○	○	○
		D14-1 陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	●	○	○	○
		D14-2 水生生物	占用区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	-	○	○	○
	D15 生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生育生息環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	●	●	●	●	○	○	○	
	D16 環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元が見込めるか。そのための方策を計画しているか。	●	●	●	●	○	○	○	
	D17 作業車の通行影響	河川敷を占用施設作業車が走行することの影響はないか。	-	-	-	●	-	-	-	
	D18 無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	-	-	-	●	-	-	-	
	D2 治水	D21 治水	治水の事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-
		D22-1 構造物	占用区域河川における過去の流況を把握しているか。施設の構造物は洪水時に治水支障を生じさせないか。	-	-	-	-	○	○	○
		D22-2 構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。流出した場合の処置を定めているか。	-	-	-	-	○	○	○
	D22-3 構造物撤去	冠水時の治水安全に影響する構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	-	-	-	-	○	○	○	
D3 利水	D31 利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-	
	D32 利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既利水者の利水に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-	
D4 景観・文化	D41 景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	●	●	●	●	○	○	○	
	D42 景観変化の把握	占用にともなう景観変化のシミュレーションをおこなっているか。	-	-	-	●	-	-	-	
	D43 植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	●	●	●	●	○	○	○	
	D44 文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-	
	D45 歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	●	●	●	●	○	○	○	



資料4-1 野洲川立入河川公園・野洲川河川公園・野洲川運動公園審査表

(凡例)

●:審査選定項目 -:審査選定なし

区分	審査項目	審査細目	説明	備考(審査事例での適用項目)							
				事例1 小浜	事例2 川田	事例3 改修	事例4 クラダ	事例5 立入	事例6 河川	事例7 運動	
A 基本理念 と基本方針 の検証	A1 基本理念	A11 河川法趣旨	申請案件は河川法の趣旨「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に適合するか。	-	-	-	-	○	○	○	
		A12 基本理念	委員会が定める基本理念の内容を満足するか。	-	-	-	-	○	○	○	
	A2 基本方針	A21 基本方針	委員会が定める基本方針の内容を満足するか。	-	-	-	-	○	○	○	
		A22 継続申請	委員会が継続利用申請と認める既存の利用施設か。	-	-	-	-	○	○	○	
B 占用施設 の計画と 設置理由 の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	●	●	●	●	○	○	○	
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	-	-	-	●	○	○	○	
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	●	●	●	●	○	○	○	
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	●	●	●	●	○	○	○	
		B23 代替地選定	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を選定し用地取得を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○	
	B3 安全性	B31 人への安全	占用区域内及び区域周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○	
		B32 施設の安全	施設が自然災害等により被害・影響(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合、施設の安全対策を講じているか。	●	●	●	●	○	○	○	
		B33 安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	-	-	-	●	-	-	-	
	B4 公共性	B41 公共性	申請主体関係者以外の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか。	●	●	●	●	○	○	○	
		B42 地元の理解	申請主体が関係する地元の理解をどのような方法で進めているのか。	-	-	-	●	-	-	-	
C 占用施設 の利用計画 と利用者 等からの 検証	C1 占用施設 利用計画	C11 設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	●	●	●	-	○	○	○	
		C12 施設の変遷	継続申請の場合、前占用許可期間に施設内容が変化したか。その理由は適切であったか。	●	●	●	-	○	○	○	
		C13 施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C14 協同利用	類似施設が申請近隣区域にある場合、既存施設利用を考慮したか。その所管市町村との協同を試みたか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C15 維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものであるか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C16 施設の補修・新設	占用内の施設を補修・新設した実績があるか。その内容の詳細を記録保存しているか。	●	●	●	-	○	○	○	
		C17 構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。安全対策は定めているか。	-	-	-	-	○	○	○	
	C2 利用者	C21 利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の日内変動、月内変動、年内変動などを把握しているか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C22 便所	トイレ施設は、確保し適正に維持管理しているか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C23 ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	-	-	-	●	○	○	○	
		C24 利用者対応	適切な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)は定めているか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C25 駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)は確保しているか。	●	●	●	●	○	○	○	
	C3 利用形態	C31 利用者の年齢等	利用者の年齢や身体健全状態に関わりなく利用可能な施設か。これらに制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C32 利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。交流を促進させる計画があるか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C33 川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	●	●	●	●	○	○	○	
		C34 河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解のための活動計画(または実績)があるか。	●	●	●	●	○	○	○	
		C35 地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	●	●	●	●	○	○	○	
	C4 住民意見 の反映	C41 意見聴取	広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行い住民意見の反映を行ったか。	-	-	-	-	○	○	○	
		C42 利用者意見	施設利用予定者の意見聴取を行い、その意見反映を行って計画した施設か。	-	-	-	-	○	○	○	
	D 環境・治水・利水を 考慮した 占用施設 の検証	D1 環境	D11-1 大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	●	●	●	●	-	-	-
			D11-2 水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の水質底質に影響を与えないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)・肥料の使用を禁止しているか。	●	●	●	●	○	○	○
			D11-3 土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の土壌汚染をまねかないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設構造物等有害化学物質を使用していないか。	-	-	-	-	-	-	-
			D11-4 地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。施設は区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-
			D11-5 騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	●	●	●	●	○	○	○
			D11-6 悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。施設は区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	-	-	-	-	-	-	-
D12 地形改変			占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。施設の地形改変が区域の地形特性に与える影響は軽微か。	-	-	-	-	-	-	-	
D13 整備の影響			施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	-	-	-	●	○	○	○	
D14-1 陸生生物			占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	●	○	○	○	
D14-2 水生生物			占用区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	●	●	●	-	○	○	○	
D15 生態系		占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生育生息環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。	●	●	●	●	○	○	○		
D16 環境復元		占用期間終了後、自然環境の早期復元が見込めるか。そのための方策を計画しているか。	●	●	●	●	○	○	○		
D17 作業車の通行影響		河川敷を占用施設作業車が走行することの影響はないか。	-	-	-	●	-	-	-		
D18 無線使用の影響		施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	-	-	-	●	-	-	-		
D2 治水		D21 治水	治水の事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-	
		D22-1 構造物	占用区域河川における過去の流況を把握しているか。施設の構造物は洪水時に治水支障を生じさせないか。	-	-	-	-	○	○	○	
		D22-2 構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。流出した場合の処置を定めているか。	-	-	-	-	○	○	○	
		D22-3 構造物撤去	冠水時の治水安全に影響する構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に行っているか。	-	-	-	-	○	○	○	
D3 利水	D31 利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	-	-	-	-	-	-	-		
	D32 利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既利水者の利水に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-		
D4 景観・文化	D41 景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	●	●	●	●	○	○	○		
	D42 景観変化の把握	占用にともなう景観変化のシミュレーションをおこなっているか。	-	-	-	●	-	-	-		
	D43 植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	●	●	●	●	○	○	○		
	D44 文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	-	-	-	-	-	-	-		
	D45 歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	●	●	●	●	○	○	○		

## 基本理念・基本方針について（案）

この基本理念は、琵琶湖河川事務所の所管する野洲川、瀬田川、草津川の河川敷の保全・利用に関する占用許可審査の基本理念として制定した。

基本理念は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とし、具体的な利用を示した。

基本理念・基本方針の適用は、新規希望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

基本方針は、占用審査を完了した野洲川について河川の特性を考慮して定めた。瀬田川、草津川については、占用許可に係る審査が終了するまでは、野洲川で定めた内容を準用することとする。

### 1. 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す

- (1) 河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念（基本理念）と利用の基本的な方針（基本方針）に基づいて行う。
- (2) 基本理念は、淀川水系河川整備計画の趣旨とし、河川ごとではなく、琵琶湖河川全域の河川敷利用に広く適用する。
- (3) 基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の占有区域ごとに定める。基本理念に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

（説明）

- ① 琵琶湖河川の河川敷利用に関する基本的な理念は、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を適用する。すなわち、新河川法の趣旨である河川の自然環境の保全修復を重視した「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の観点から、河川敷利用の是非を審査・判断する。
- ② 基本方針は、占用区域の特性を考慮し、基本理念を基礎としてより汎用化・具体化して各河川の占有区域ごとに、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考にして作成する。

### 2. 河川敷利用の基本理念

河川保全利用委員会が定める基本理念の「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とは以下の内容をいう。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進する利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史風土を損なわない利用
- (6) 自由使用と自己管理のもとでの利用

### 3. 河川敷利用の基本方針

河川保全利用委員会が定める方針は下記の6項目を基本とする。

- (1) 河川的环境・治水・利水をふまえた利用とする。
- (2) 河川とのふれあいを目指した利用とする。
- (3) 利用施設は、洪水時における治水上の安全と、利用時における利用者の安全を配慮したものでなければならない。
- (4) 利用施設の整備は、利用各河川の区域内において資材の調達と廃棄を原則とする。
- (5) 占用施設の改修工事は、自然環境の保全・修復の視点から復元が容易な工法とする。
- (6) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。

なお、占用許可に係る審査が終了した河川の占用区域に対しては、占用区域の特性を考慮した基本方針を逐次追加する。

- (A) 審査が終了した野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園のそれぞれは、河川の保全・修復を前提とし、歴史・文化と流域自治体の諸施策との整合性を図るものとする。

(付記)

- ① 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や、利用の縮小・廃止を目指すものとする。
- ② 新規の河川敷利用は、住民等から設置の要望程度を考慮し、基本理念の利用に準じる場合において、自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるものとする。

以上

# 資料6 河川敷占用許可審査の ガイドライン (素案) 1次調整版

■本ガイドラインは、現在の『委員会審査の流れ』に基づき事務局案として作成した。

本ガイドラインを使用することにより『同じ視点での審査』と『審査の効率化』が期待できる。

また、審査の効率化には、「委員会」が『審査』を実施している項目を、「河川管理者」が一部審査を実施する案も検討されている。

この審査の効率化を含めたガイドライン制定後の『委員会審査の流れ』は、委員会で審議中であり、この審査結果を反映して、ガイドラインの内容を修正する必要がある

2008年3月

## 【改定履歴】

No.	年月日	記事
1	2008.3	ガイドライン制定

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)

# 目 次

1. 目的 .....	1
2. 適用範囲 .....	1
3. 河川敷の保全・利用の基本的な考え方 .....	1
3-1 河川敷占用許可審査の基本的な考え方 .....	1
3-2 河川敷利用の基本理念 .....	2
3-3 河川敷利用の基本方針 .....	2
4. 河川敷占用許可制度 .....	3
4-1 河川敷の占用許可制度の流れ .....	3
4-2 事前協議システムにおける審査の留意点 .....	4
4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ .....	5
5. 審査の準備 .....	6
5-1 審査に必要な書類 .....	6
5-2 第1回審査の準備内容 .....	6
5-3 第2回審査の準備内容 .....	6
5-4 審査表の作成と運用 .....	7
6. 審査表の構成 .....	9
6-1 審査表の構成 .....	9
7. 申請内容の審査事例 .....	11
7-1 審査事例集の整理 .....	11
7-2 審査事例集の使用上の注意事項 .....	12
8. 審査結果の集約と提出 .....	13
8-1 委員会審査結果の集約 .....	13
8-2 意見書による審査結果の回答 .....	13
9. 別冊資料と参考資料 .....	14

## 1. 目的

本ガイドラインは、占用許可審査の手引きとして河川保全利用委員会の占用許可に関わる審査手順と審査表の判断内容、判断のポイント、判断事例を取りまとめたものである。本ガイドラインを使用することにより、同じ視点での占用審査の判断と効率的な審査を進めることが可能となる。

(説明)

本ガイドラインは、申請主体が占用許可申請説明書を河川管理者に提出してから委員会による審査を経て河川管理者に占用許可の意見を回答する『事前協議システム』の流れの各段階の審査業務に活用するため、審査の実施方法と具体的な審査判断事例を示したものである。

## 2. 適用範囲

琵琶湖河川事務所の所管する野洲川の河川敷占用許可審査に適用する。

また、琵琶湖河川事務所の所管する瀬田川、草津川については、占用許可に係る審査が終了するまでは、野洲川で定めた内容を準用する。

## 3. 河川敷の保全・利用の基本的な考え方

### 3-1 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念（基本理念）と利用の基本的な方針（基本方針）に基づいて行う。</li><li>(2) 基本理念は、淀川水系河川整備計画の趣旨とし、河川ごとではなく、琵琶湖河川全域の河川敷利用に広く適用する。</li><li>(3) 基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の占有区域ごとに定める。基本理念に合致しない既存施設は廃止・縮小する。</li></ul> |
|---|

(説明)

- ① 琵琶湖河川の河川敷利用に関する基本的な理念は、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を適用する。すなわち、新河川法の趣旨である河川の自然環境の保全修復を重視した「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の観点から、河川敷利用の是非を審査・判断する。
- ② 基本方針は、占用区域の特性を考慮し、基本理念を基礎としてより汎用化・具体化して各河川の占有区域ごとに、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考にして作成する。

### 3-2 河川敷利用の基本理念

河川保全利用委員会が定める基本理念の「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とは以下の内容をいう。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進する利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史風土を損なわない利用
- (6) 自由使用と自己管理のもとでの利用

### 3-3 河川敷利用の基本方針

河川保全利用委員会が定める方針は下記の6項目を基本とする。

- (1) 河川的环境・治水・利水をふまえた利用とする。
- (2) 河川とのふれあいを目指した利用とする。
- (3) 利用施設は、洪水時における治水上の安全と、利用時における利用者の安全を配慮したものでなければならない。
- (4) 利用施設の整備は、利用各河川の区域内において資材の調達と廃棄を原則とする。
- (5) 占用施設の改修工事は、自然環境の保全・修復の視点から復元が容易な工法とする。
- (6) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。

なお、占用許可に係る審査が終了した河川の占用区域に対しては、占用区域の特性を考慮した基本方針を逐次追加する。

- (A) 審査が終了した野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園のそれぞれは、河川の保全・修復を前提とし、歴史・文化と流域自治体の諸施策との整合性を図るものとする。

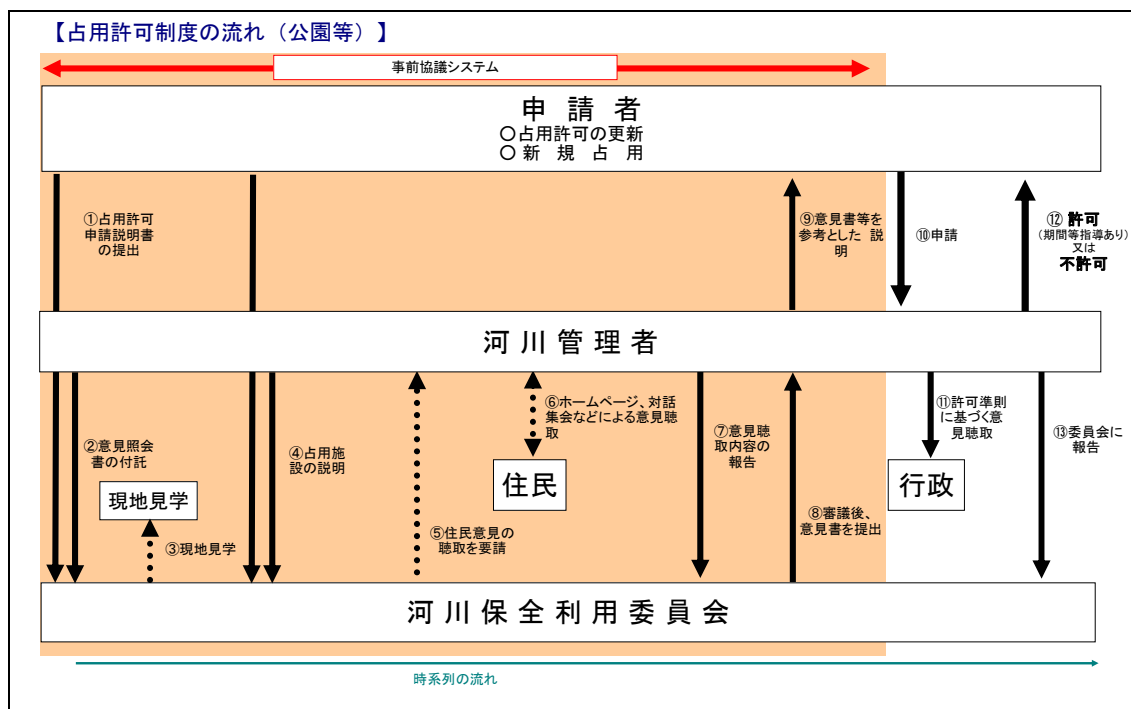
(付記)

- ① 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や、利用の縮小・廃止を目指すものとする。
- ② 新規の河川敷利用は、住民等から設置の要望程度を考慮し、基本理念の利用に準じる場合において、自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるものとする。

## 4. 河川敷占用許可制度

### 4-1 河川敷の占用許可制度の流れ

河川敷の「占用許可制度の流れ」を以下に示す。



「占用許可制度の流れ」の図に示す①から⑬の手続きステップの内容を以下に示す。

- ①. 河川管理者（以下「管理者」という）は、占用許可の申請者（新規及び更新）に占用許可申請説明書の提出を依頼します。
  - 申請者は、基本理念と基本方針に基づく、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ「占用許可申請説明書」を作成して河川管理者に提出する。
- ②. 管理者は、意見照会書に占用許可申請説明書を添付し、河川保全利用委員会（以下、「委員会」という）に付託します。
  - 管理者は、申請主体が提出した書類の不備の有無、ならびに基本理念と基本方針に合致した申請であるかなどを確認する。
  - 管理者は、本申請が審査するに値すると判断した場合は、基本理念と基本方針を基に作成した審査表（案）等審査に必要な書類を整え、河川保全利用委員会に占用に係る審査を依頼する。
- ③. 委員会は、必要に応じて現地見学を行い施設状況の確認をします。
- ④. 委員会は、管理者および申請者から占用施設の説明を受けます。
  - 管理者から審査を依頼された委員会は、申請内容が基本理念と基本方針の趣旨を満足するか否かを判断し、満足すると判断した場合は申請の許可に係る審査を開始する。



- 委員会は、管理者から申請の概要の説明を受ける第1回審査を実施する。
- 委員会は、申請者の出席を求め、説明を受ける審査会を数回実施する。
- 委員会は申請案件を精査するため、審査表（案）を参考に審査表を作成し、審査表の項目ごとに精査する。

- ⑤. 委員会は、必要に応じて、住民意見の聴取を要請します。
- ⑥. 管理者は、必要に応じて、ホームページ、対話集会などによる意見聴取を実施します。
- ⑦. 管理者は、必要に応じて行われた対話集会などやホームページなどにより集まった意見内容について委員会に報告します。
- ⑧. 委員会は、審査を行って、占用施設案件に対しての委員会としての見解をまとめた意見書を作成し、管理者に提出します。

- 委員会は審査表の項目ごとに精査した結果を、意見書として取りまとめ河川管理者に意見を提出する。

- ⑨. 管理者は、意見書などを参考にして申請者に説明を行います。

- 河川管理者は、委員会から提出された審査に係る意見を参考に占用許可の是非の判定を行い、これを申請者に回答するとともに、委員会に報告する。

- ⑩. 申請者は、上記説明を踏まえて、河川法に基づいた申請を管理者に行います。
- ⑪. 管理者は、河川敷地占用許可準則に基づいて自治体（関係市町）に最終の意見聴取を行います。
- ⑫. 管理者は、河川法に基づく許可（必要に応じて占用期間など短縮を行う場合もあり得ます）又は不許可の決定を行います。
- ⑬. 管理者は、委員会に対して、決定結果などの報告を行います。

## 4-2 事前協議システムにおける審査の留意点

### 1. 審査表の活用した審査

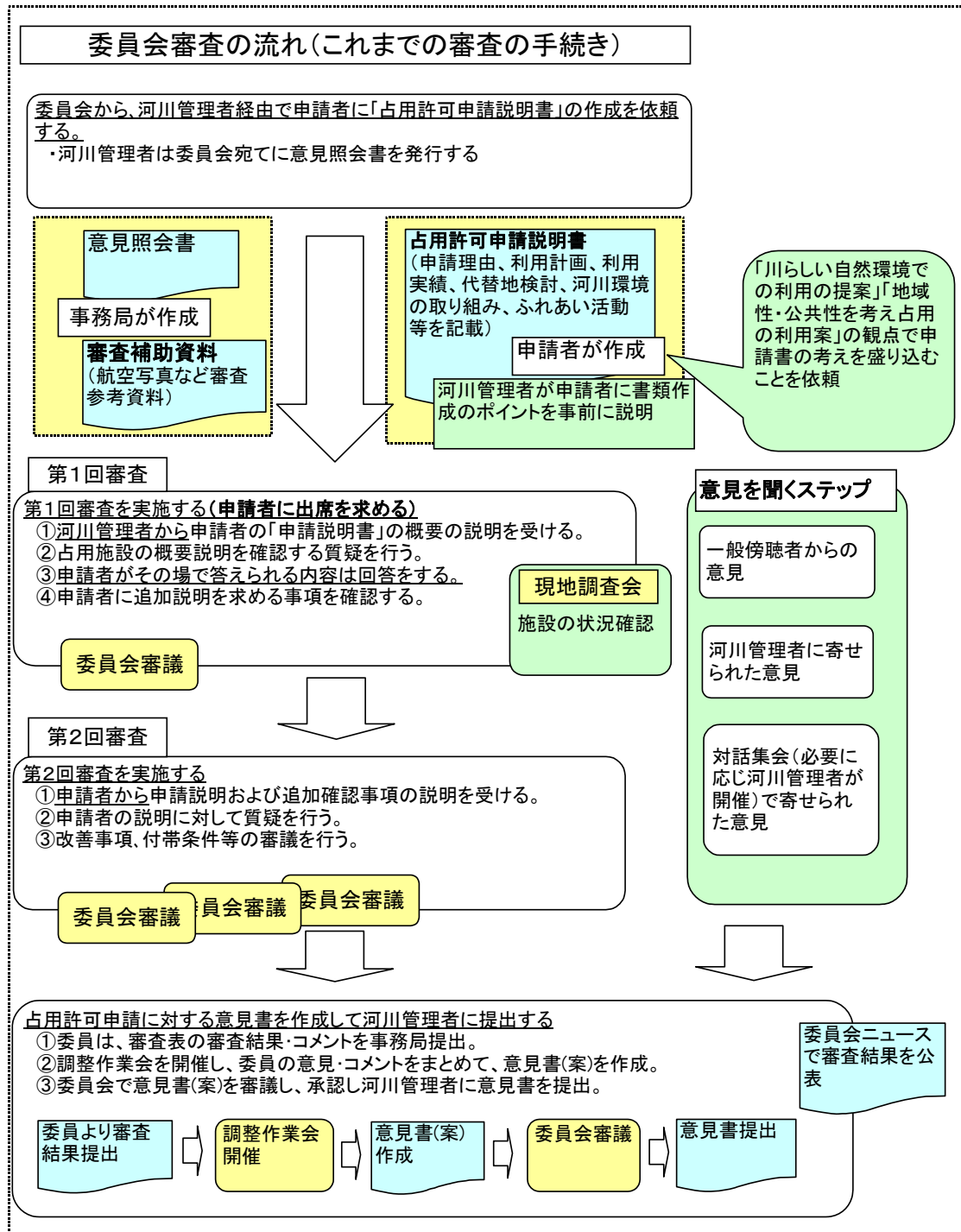
- (1) 河川敷占用に係る具体的な審査は、占用申請ごとに作成した審査表を用いて実施する。
- (2) 審査表は、占用許可に係る審査を行うにあたって、その判断となる項目を示した一覧表であり、本ガイドラインの5-4 審査表作成により作成する。
- (3) 審査表は、河川保全利用委員会が占用許可に係る審査を行うにあたってその判断となる項目を示した一覧表であり、委員会はこの細目とその説明内容に照らし合わせて占用許可の是非を審査・判断する。

### 2. 審査開始の判断

- (1) 基本理念と基本方針を充たさない申請は、委員会は審査の手続きを開始しない。この場合は、河川管理者にその理由を付して案件を差し戻すものとする。
- (2) 申請内容が基本理念と基本方針の趣旨を満足するかの仮判定は申請を受理する河川管理者が行うが、委員会はその責任において審査・判断しなければならない。
- (3) 望ましい河川敷利用の視点は、「自然環境に負荷を与えない利用」、「治水・利水に影響を及ぼさない利用」、「基本理念と異なる現利用の廃止・縮小」などをいう。

### 4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ

事前協議システムでの「委員会審査の流れ」を示す。委員会審査は、第1回審査（河川管理者からの説明を受けて審査）と第2回審査（申請者からの説明を受けて審査）を実施する。



## 5. 審査の準備

### 5-1 審査に必要な書類

委員会審査に準備する標準的な書類を以下の表に示す。事務局は、申請内容を説明できる書類を整理して委員会資料とする。

準備する委員会資料は、委員会配布資料(公開資料)と委員参考資料(委員会の審議参考資料で配布をしない)に区分して整理する。

委員参考資料は、委員意見、申請者情報等が含まれている資料で、委員のみの配布資料とする。

また、個人情報に関連するものは、基本的に配布をしない。

委員会審査に必要な書類

書類の区分	書類の名称
申請者が準備する書類	占用許可申請説明書
事務局(管理者)が準備する書類	申請箇所の現状図(平面図と施設写真) 現状の航空写真と昔の航空写真 環境調査結果 審査表(案) 対話集会による意見 他の河川保全利用委員会の状況 河川法関連の情報
審査の判断の基となる書類	基本理念と基本方針 河川敷占用許可審査のガイドライン 審査表原本 過去の審査結果 過去の意見書

### 5-2 第1回審査の準備内容

第1回審査は、河川管理者より申請者の『申請概要』の説明を受ける。この説明項目は、以下の表に示す項目を参考に選定する。委員会には、説明に使用する資料を準備して配布する。

#### 《第1回審査での説明項目の例》

- (1)審査対象施設の概要
- (2)占用の経緯(継続の場合は、当初からの経緯)
- (3)施設の利用状況(施設全体の利用者数と個別施設の利用者数)
- (4)申請者から河川管理者に報告を受けている内容
- (5)地元、利用者から寄せられた要望事項
- (6)施設に関する苦情、迷惑行為の発生状況
- (7)申請者の許可に際して申請者への指導事項
- (8)施設の現地調査で確認をお願いする事項

### 5-3 第2回審査の準備内容

第2回審査は、申請者より申請内容の説明を受ける。第2回審査の説明項目は、

以下に示す項目を参考に選定する。委員会には、説明に使用する資料を準備して配布する。

委員会は、第2回審査までに、申請施設の現地調査を完了しているので、現地調査での疑問点や説明要望を集約し、この項目を盛り込んだ資料の準備を行う。

《第2回審査での説明項目の例》

- (1) 施設設置の経緯
  - ① 占用を始めた時期はいつか
- (2) 申請者(市)としての占用施設の位置づけ
  - ① 河川公園の位置づけ
  - ② 市の条例等での占用施設の位置づけ
- (3) 堤内地開発との関連
  - ① 堤内地と関連を持たした整備
- (4) 利用施設の変遷と施設変更の考え方
  - ① 占用開始後に、廃止した利用施設、新設・増設した施設の内容
  - ② 施設の有料無料の区分
- (5) 利用施設の変更理由
  - ① 施設の内容を変更した理由
- (6) 現在の利用実態
  - ① 施設別・季節別の公園施設の利用者数
  - ② 水辺の利用状況
  - ③ 遊具などの利用状況
- (7) 施設の維持管理の考え方
  - ① 施設の維持管理方法
  - ② 半永久的な構造物を設置していることへの考え方
- (8) 今後の河川敷の利用として申請者が考えている事項
  - ① 「川でなければならぬ、川に活かされた利用」として申請者の考えている内容
  - ② 河川敷を利用や川との付き合い・関わりを進めていく面での今後の計画や考え方
- (9) 継続利用の際に申請者が考えている取り組み内容
  - ① 継続利用をする際に、環境に配慮して取り組む内容
  - ② 維持・管理で配慮する事項
- (10) 河川利用の方向性が変化してきたことに対する申請者の対応の状況
  - ① 代替地の検討の考え方と実施状況
  - ② 施設の中で利用状況の少ない施設の扱い
  - ③ 申請者が考えている「現在の考え方」、「将来的な考え方」、「公園の位置づけ」などについての「河川利用の方向性変化と考え方」

#### 5-4 審査表の作成と運用

##### (1) 『審査表原本』の作成

事務局(河川管理者)は、今までの占用施設の審査で使用した審査表の活用結果を集大成したものとして審査表原本を作成する。

審査表原本は、審査表作成の基となるものであり、最新版として内容の充実を図り維持をする。この審査表原本を別冊1に示す。

##### (2) 『審査表』の作成

「6. 審査表の構成」に示す内容で、審査表原本を参考に審査表を作成し、委員会で審査に活用する。

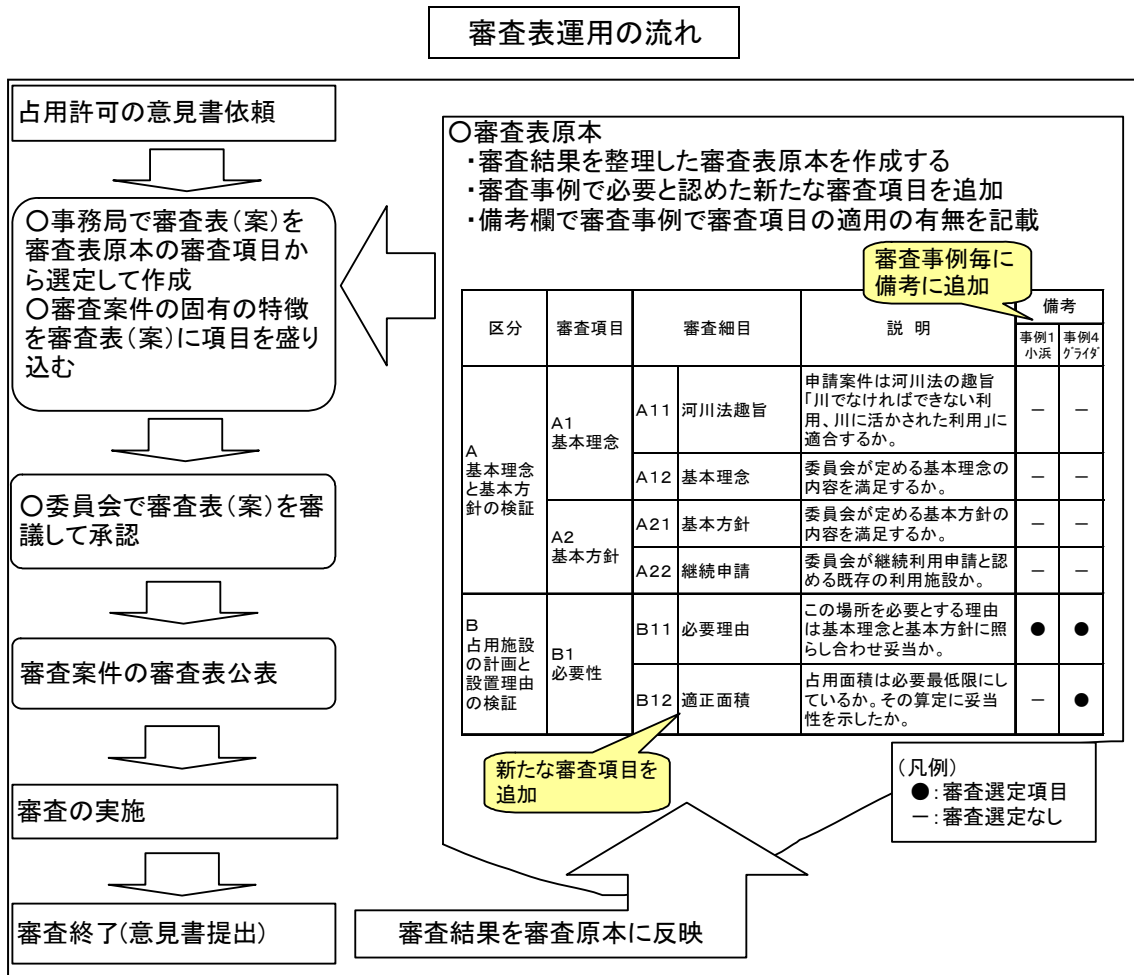
審査表（案）は、事務局（河川管理者）が、審査表原本から審査対象に応じた審査項目・審査細目を取捨選択して作成する。必要により新規の審査項目、審査細目の検討、審査細目説明欄の審査対象に合わせた記載内容の検討を行い追加・変更の提案をする。

委員会は、審査表（案）の提出を受け、内容を検討し、審査対象用審査表として承認して審査に活用する。

### （3）審査表の活用と審査表原本への整理

委員会は、審査表を用いて審査を開始する。審査で使用した審査表は、事務局（河川管理者）が審査表原本に審査項目・審査細目等の追加整理を行ない保管する。

この、「審査表の運用の流れ」を以下の図に示す。



## 6. 審査表の構成

### 6-1 審査表の構成

委員会で使用する審査表は、以下に示す審査区分、審査項目、審査細目の構成とする。なお、審査細目には審査細目の説明を記載する。

審査表の構成

審査区分	審査項目(1)	審査細目(11)	審査細目(11)の説明
		審査細目(12)	審査細目(12)の説明
	審査項目(2)	審査細目(21)	審査細目(21)の説明
		審査細目(22)	審査細目(22)の説明
		審査細目(23)	審査細目(23)の説明
	.....	.....	.....

#### (1) 審査区分と審査項目

##### ①審査区分

審査表の審査区分は、以下の4つの区分から構成する。

- A. 基本理念・基本方針の検証
- B. 占用施設の計画と設置理由の検証
- C. 施設利用状態と利用者面からの検証
- D. 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証

##### ②審査項目

審査項目は、審査区分に対して審査に必要な項目を設定する。

審査区分に対する審査項目は、

審査区分「A」で2項目

審査区分「B」で4項目

審査区分「C」で4項目

審査区分「D」で4項目

の14項目を設定した。

審査項目は、必要により審査の新項目を設定するか、審査項目の分割をする。

現在の、審査区分と審査項目の関係を右表に示す。

審査区分	審査項目
A 基本理念と基本方針の検証	A1 基本理念
	A2 基本方針
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性
	B2 代替性
	B3 安全性
	B4 公共性
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画
	C2 利用者
	C3 利用形態
	C4 住民意見の反映
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境
	D2 治水
	D3 利水
	D4 景観・文化

## (2) 審査細目

審査細目は、具体的な審査を効率的に進めるため、審査項目を細分化した内容を設定する。審査細目には、審査細目の内容を説明した簡単なコメントを記載する。

審査細目は、審査項目の審査内容を具体的な記載として設定する。このため、審査細目数は、審査項目により異なる。

例えば、「A1：基本理念」では、「A11：河川法趣旨」「A12：基本理念」の2細目を「B2：代替性」では、「B21：代替可能性」、「B22：代替地調査」、「B23：代替地選定」の3細目を設定した。

審査細目は、必要により審査細目の追加を行なう。

審査区分	審査項目	審査細目
A 基本理念と基本方針の検証	A1 基本理念	A11 河川法趣旨
		A12 基本理念
	A2 基本方針	A21 基本方針
		A22 継続申請
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由
		B12 適正面積
	B2 代替性	B21 代替可能性
		B22 代替地調査
		B23 代替地選定
.....	.....	.....

## 7. 申請内容の審査事例

### 7-1 審査事例集の整理

審査事例は、委員会で審査した審査結果を審査表の審査細目ごとに、以下の示す『審査事例の記入フォーム』に記載して作成した。  
作成した審査事例を集めた審査事例集を別冊2に示す。

#### 《審査事例の記入フォーム》……審査項目毎に事例を整理

審査項目	BO【審査項目名】	BOO【審査細目名】
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>■ 審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。</p> <p>■ 審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。</p>		<p>(3) 審査で使用する資料名</p> <p>■ 申請者の説明資料名を記載する。</p> <p>■ 事務局が準備する資料名を記載する。</p> <p>■ その他必要な資料を記載する。</p>
<p>(2) 判断のポイント</p> <p>■ 現地調査で確認するなど、具体的確認する内容を記載する。</p> <p>■ 審査ポイント、審査の視点など判断の参考となる内容を記述する。</p>		
<p>(4) 審査での判断例</p> <p>■ 今までの委員会審査結果での審査項目のまとめ結果を記載する。判断に至った現地の写真、判断資料の具体内容は(5)参考となる写真等に記載する。</p> <p>■ 審査事例は、【事例○】と審査名称を簡略して記載する。</p> <p>【事例1】 小浜河川公園            【事例2】 川田河川公園            【事例3】 改修記念公園            【事例4】 グライダー操縦訓練場予定地            【事例5】 野洲川立入河川公園            【事例6】 野洲川河川公園            【事例7】 野洲川運動公園</p>		
<p>(5) 参考となる写真等</p> <p>★ 写真など判断の参考となる資料を添付する。</p>		



## 7-2 審査事例集の使用上の注意事項

審査事例集を使用する際の注意すべき事項を以下に示す。

### 《使用にあたっての注意事項》

この審査表の審査事例は、

- 事例1 小浜河川公園
- 事例2 川田河川公園
- 事例3 改修記念公園
- 事例4 グライダー操縦訓練場予定地
- 事例5 野洲川立入河川公園
- 事例6 野洲川河川公園
- 事例7 野洲川運動公園

における審査項目・審査細目の委員コメントを集約して記載したものである。

記載内容には、審査項目、審査細目が十分に確定していない状態で審査コメントを集約したものが含まれている。審査資料も十分でない状態で結論を出すため集約したものもある。

このため、この審査事例を他の占用施設の審査に適用する際は、現地状況の比較を行い、状況にあった判断をする必要がある。

また、審査事例についても、今後の審査結果を反映して内容の充実を図る必要がある。

## 8. 審査結果の集約と提出

### 8-1 委員会審査結果の集約

委員会委員は、審査が完了した時点で、申請案件の審査結果を審査表に審査コメントを記載して提出する。

委員会は、提出された委員審査コメントを集約して、審査表に基づく委員会審査結果を取りまとめる。

### 8-2 意見書による審査結果の回答

委員会は、申請案件の委員会審査結果を基に、判断理由と占用許可の是非、占用に関する要望事項、占用に関する条件・付帯事項などを審議する。

意見書は、審議結果を基に、意見書回答フォーム例を参考に以下の順で記載する。

1. 委員会としての結論
2. 委員会としての意見・要望
3. 検討の経緯

作成した意見書は、委員会で承認を得たのち、委員会の委員長名で河川管理者に提出する。

#### 《意見書の回答フォーム例》……更新審査の例

##### 1. 委員会としての結論

・対象施設の占用許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、  
適当であると判断します。

##### 2. 委員会としての意見・要望

対象施設は、……(現状利用の状況、地域の状況等を記載)……

……

しかしながら、……(審査項目からみた問題点、コメントなどを記載)……

……

よって、当委員会は、下記の事項を条件及び要望として、本施設の占用許可期間更新が  
適当であると判断する。

##### 【占用許可期限の更新についての条件】

- ①……(守って欲しい事項、禁止する事項、変更して欲しい事項などを箇条書きで記載)
- ②……

##### 【占用許可期限の更新についての要望事項】

- ①……(配慮して欲しい事項、工夫をお願いする事項などを箇条書きで記載)
- ②……

##### 3. 検討の経緯

平成〇〇年〇〇月〇〇日	意見照会書の受理
平成〇〇年〇〇月〇〇日	河川管理者から説明
平成〇〇年〇〇月〇〇日	現地調査確認
平成〇〇年〇〇月〇〇日	申請者から申請理由・内容の説明
平成〇〇年〇〇月〇〇日	委員による意見交換
平成〇〇年〇〇月〇〇日	意見書審議

## 9. 別冊資料と参考資料

### 1. 別冊資料

資料1 審査表原本

資料2 委員会審査事例集

### 2. 参考資料

参考資料1. 審査終了占用施設一覧

参考資料2. 委員会審査表

- (1)小浜、川田、改修記念公園用審査表
- (2)グライダー操縦訓練場審査表
- (3)運動公園用審査表

参考資料3. 意見書

- (1)小浜河川公園意見書
- (2)川田河川公園意見書
- (3)改修記念公園意見書
- (4)グライダー操縦訓練場意見書

参考資料4. 審査対象施設の概要(平面図と施設写真)

- (1)小浜河川公園概要(平面図と施設写真)
- (2)川田河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (3)改修記念公園概要書(平面図と施設写真)
- (4)グライダー操縦訓練場概要書(平面図と施設写真)
- (5)野洲川立入河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (6)野洲川河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (7)野洲川運動公園概要書(平面図と施設写真)

参考資料5. 委員会への審査依頼書

- (1)審査依頼書(小浜、川田、改修記念公園)
- (2)審査依頼書(グライダー操縦訓練場)
- (3)審査依頼書(運動公園)

以上

## 資料7 委員会審査の流れ(比較案)

第18回委員会で提案しました「委員会審査の流れ」について、第19回委員会の議論をいただく案として第1案、第2案、第3案を作成しました。

区分		審査方法案の説明	審査方法補足説明
現行の委員会審査の流れ	第7回委員会(H17.10.14)承認した、現行の「委員会審査の流れ」	河川管理者から審査依頼を受け、第1回審査、第2回審査を実施して、意見書を作成する現在の審査方法	①河川管理者は、申請者の書類の有無を審査する <b>形式審査を行い</b> 委員会に審査を依頼する。 ②委員会は、 <b>審査表を作成</b> し審査を行い、審査結果を意見書としてまとめる。
第1案(今回提案)	第19回委員会(H20.2.21)の検討案 ●河川管理者が事前確認審査を実施して効率化する案	ガイドラインが制定後、河川管理者が基本事項を確認する事前確認審査結果一覧表を作成して、委員会に審査をお願いする案	①河川管理者は、ガイドラインを活用して <b>審査表を作成し、基本理念に合致しているかの事前確認審査を実施して、事前確認審査結果一覧表を作成して</b> 、委員会に審査を依頼する。 ②委員会は、河川管理者の <b>事前確認審査結果の報告を受け、審査を行い、審査結果をまとめる</b> 。 ・第1回審査の効率化が可能 →事前確認審査で申請者資料を確認 ・第2回審査回数を減らせる
第2案(今回提案)	第19回委員会(H20.2.21)の検討案 ●河川管理者が審査項目の一部を審査することで効率的な審査を実施する案	ガイドラインが制定後、河川管理者が委員会にお願いする項目と自ら判断する項目に整理し、審査結果一覧表を作成して委員会に審査をお願いする案	①河川管理者は、ガイドラインを活用して <b>審査表を作成し、河川管理者が判断可能項目と委員会審査の依頼項目に区分し、判断可能項目の審査を行い審査結果一覧表を作成して</b> 、委員会に報告し審査を依頼する。 ②委員会は、河川管理者判断結果の報告を受け、 <b>審査の依頼項目を中心に審査を行い、審査結果をまとめる</b> 。 ・第1回審査の効率化が可能 →重点的な審査項目の審査をお願いする ・第2回審査回数を減らせる
第3案(今回提案)	第19回委員会(H20.2.21)の検討案 ●委員会が特に審査する項目を提示して、その項目を重点的に審査する案	ガイドラインが制定後、委員会が特に審議したい重点項目を指定して申請者から説明を求め委員会審査をする案	①河川管理者は、申請者より <b>維持管理実態を示す書類の提出</b> を受け委員会に提出する。 ②委員会は、現地調査を行い、 <b>特に重点的に審査する項目を定めて</b> 河川管理者(申請者)に通知する。 ③審査項目は、 <b>重点的に審議する項目と確認する項目に区分して</b> 審査する。
18回委員会資料6での提案	第18回委員会(H20.1.17)で提案をした案 ●完成度の高いガイドラインが出来れば、河川管理者で審査を行なう案	ガイドラインが制定後、河川管理者が審査をして審査結果を報告する案	①河川管理者は、 <b>形式審査からガイドラインを活用し審査表の審査項目を審査し、申請者に審査結果を回答</b> する。 ②委員会は、 <b>河川管理者から審査結果の報告を受ける</b> 。(委員会は意見を述べてガイドラインを改善) ■審査事例を反映したガイドラインの内容が充実していることが必要

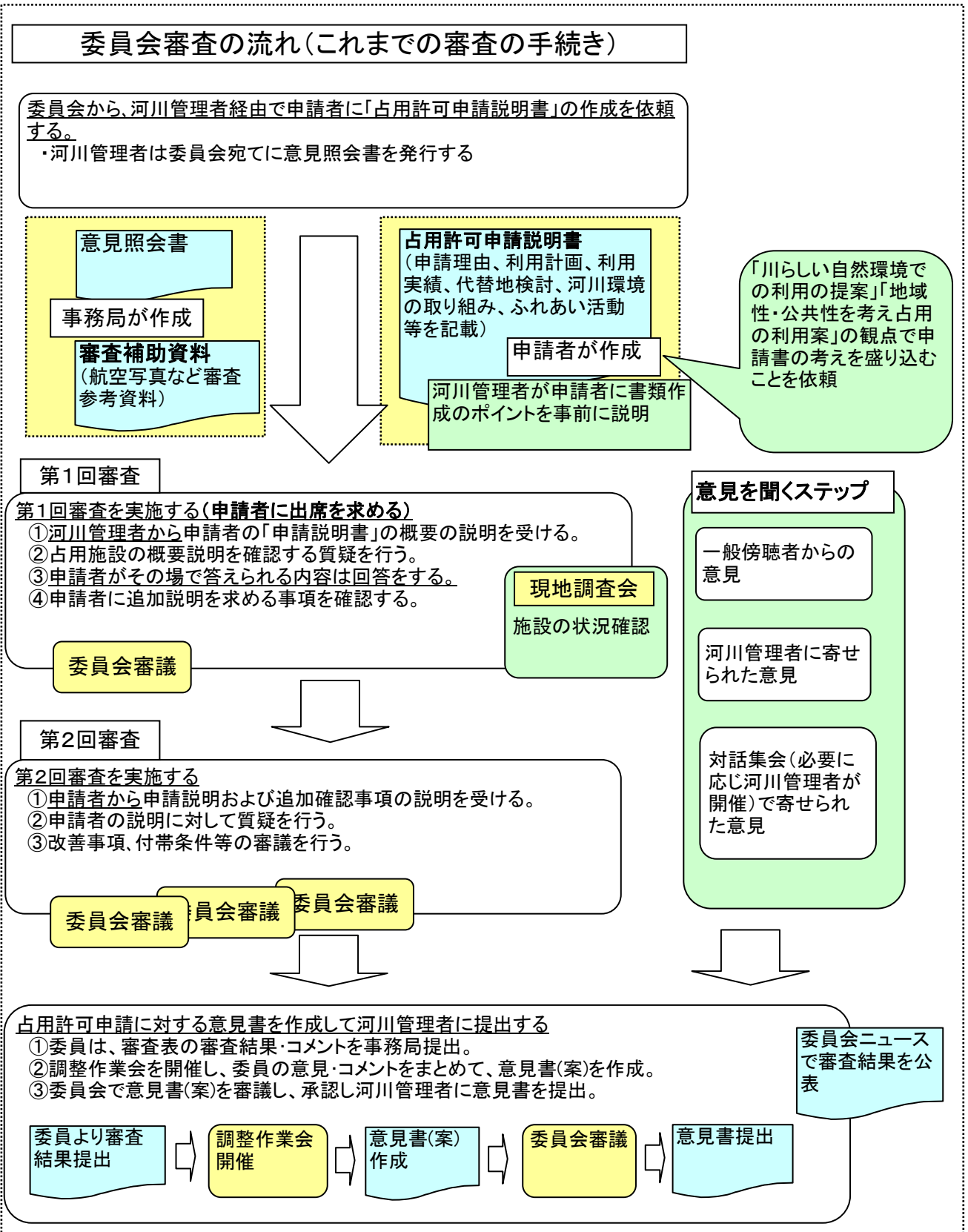
# 委員会審査の流れ（現在の委員会審査の運用）

現行の運用

## 1. 委員会審査の流れ(これまでの審査手続き)

第7回委員会(H17.10.14)承認

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、内容確認のうえ意見書を作成する



# 委員会審査の流れ（第1案 河川管理者が事前確認審査をする案）

## 第1案 委員会審査の流れ:委員会簡素化案

第1案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い説明書を事前確認審査し、「事前確認審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に審査を依頼する際に、「事前確認審査結果一覧表」を提示する。
- (5) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、委員会としての意見を回答する。

### 委員会審査の流れ(ガイドラインが決まれば)

#### 河川管理者による事前確認審査

- ① 申請者は、ガイドラインおよび審査表を参考に、「占用許可申請説明書」を作成して、河川管理者に提出する。
- ② 河川管理者は、ガイドラインに従い「占用許可申請説明書」を事前確認審査する。
- ③ 河川管理者は、審査表の項目ごとに説明書の内容を確認し、「事前確認審査結果一覧表」を作成する。  
(説明書の不足内容は、説明書の当該部分の差替いを申請者に要求)
- ④ 河川管理者は、委員会に「事前確認審査結果一覧表」を提示して審査を依頼する。

#### 情報公開

ガイドライン公表

審査表公表

- ・河川公園
- ・グライダー
- ・運動公園

委員会で審査した意見書公表

意見照会書

事前確認審査結果一覧表  
・審査項目に対する申請説明書の河川管理者の事前確認審査結果を記載  
・事前確認審査で委員会に意見を求めたい事項を記載

#### 第1回審査

第1回審査は、河川管理者から「事前確認審査結果一覧表」の報告を受け内容を確認する形で進める。(申請者に出席を求める)

- ① 河川管理者から「事前確認審査結果一覧表」の説明を受ける。  
★「意見を求めたい事項」は、現地調査で状況を確認  
★河川管理者の占用の考え方を確認

報告

委員会審議

現地調査会

施設の状況確認

#### 意見を聞くステップ

委員会ニュース  
で意見照会を公表

一般傍聴者からの意見

対話集会(必要に応じ開催)で寄せられた意見

#### 第2回審査

第2回審査を実施する

- ① 申請者から、第1回審査での確認・要望事項の説明を受ける。
- ② 「占用者説明資料」に記載した占用の考え方を確認。
- ③ 「意見を求めたい事項」の審議をする。

委員会審議

委員会審議

※以下の内容が簡素化する

委員会は、意見書を作成して意見を回答する。

- ① 委員会意見は、「事前確認審査結果一覧表」を追記する形で「審査結果一覧表」に整理する。
- ② 「審査結果一覧表」は、委員確認後に河川管理者に『審査結果』として提出する。
- ③ 新規案件で、委員の意見調整が必要な場合は、調整作業会を開催する。
- ④ 継続案件は、前回意見書の要望事項を確認する。

委員会ニュース  
で審査結果を公表

委員より審査結果提出

調整作業会開催

「審査結果一覧表」に意見整理

委員の確認

『審査結果』提出

意見書提出

# 委員会審査の流れ（第2案 河川管理者が一部を審査をして委員会に報告する案）

## 第2案 委員会審査の流れ:委員会簡素化案

第2案

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い申請内容を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、委員会に審査を依頼する事項を「審査結果一覧表」で提示する。
- (5) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、委員会としての意見を回答する。

### 委員会審査の流れ(ガイドラインが決まれば)

#### 河川管理者による審査

- ①申請者は、ガイドラインおよび審査表を参考に、「占用許可申請説明書」を作成して、河川管理者に提出する。
- ②河川管理者は、ガイドラインに従い「占用許可申請説明書」を審査する。
- ③河川管理者は、審査表の項目ごとに審査結果整理し、「審査結果一覧表」を作成する。
- ④河川管理者は、委員会に「審査結果一覧表」を提示して審査を依頼する。

意見照会書

審査結果一覧表  
・河川管理者が判断した結果  
・委員会に審査をお願いする事項

#### 第1回審査

第1回審査は、河川管理者から「審査結果一覧表」の報告を受け内容を確認する。

(申請者に出席を求める)

- ①河川管理者から「審査結果一覧表」の説明を受ける。  
★「審査をお願いする内容」は、現地調査で状況を確認  
★河川管理者の占用の考え方を確認

委員会審議

現地調査会  
施設の状況確認

報告

#### 第2回審査

第2回審査を実施する

- ①申請者から、第1回審査での確認・要望事項の説明を受ける。
- ②「占用者説明資料」に記載した占用の考え方を確認。
- ③「審査をお願いする事項」の審議をする。

委員会審議

委員会審議

#### 情報公開

ガイドライン公表

審査表公表  
・河川公園  
・グライダー  
・運動公園

委員会で審査した意見書公表

#### 意見を聞くステップ

委員会ニュースで意見照会を公表  
一般傍聴者からの意見

対話集会(必要に応じて開催)で寄せられた意見

※以下の内容が簡素化する

委員会は、「審査をお願いする事項」の意見を回答する。

- ①委員会意見は、「審査結果一覧表」を追記する形で「審査結果一覧表」に整理する。
- ②「審査結果一覧表」は、委員確認後に河川管理者に『審査結果』として提出する。
- ③新規案件等で、委員の意見調整が必要な場合は、調整作業会を開催する。
- ④継続案件は、前回意見書の要望事項を確認する。

委員会ニュースで審査結果を公表

委員より審査結果提出

調整作業会開催

「審査結果一覧表」に意見整理

委員の確認

『審査結果』提出

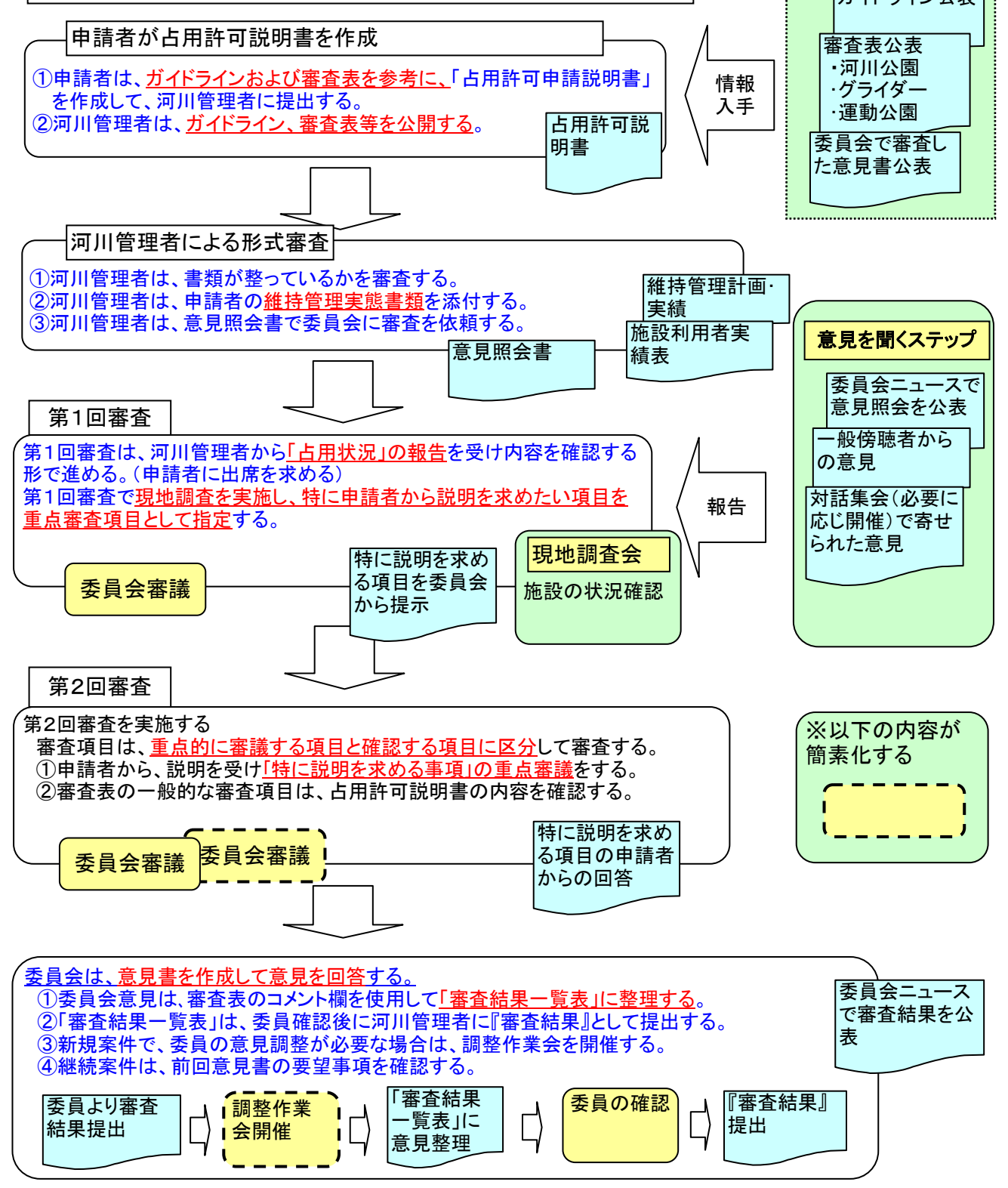
# 委員会審査の流れ（第3案 委員会が重点審査項目を提案して審査する案）

## 第3案 委員会審査の流れ：委員会簡素化案

第3案

- (1) 申請（新規・継続）する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、申請者より維持管理実態を示す書類の提出を受け委員会に提出する。
- (4) 委員会は、現地調査を行い、特に重点的に審査する項目を定めて河川管理者（申請者）に通知する。
- (5) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、委員会としての意見を回答する。

### 委員会審査の流れ（ガイドライン制定後の審査）





# 委員会審査の流れ（ガイドライン制定後に河川管理者が審査する案）

## 第18回委員会(H20.1.17)での提案:委員会審査の流れ

第18回委員会資料6

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する。
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 河川管理者は、ガイドラインに従い申請内容を審査し、「審査結果一覧表」を作成する。
- (4) 河川管理者は、申請者に「審査結果一覧表」で審査結果を回答する。
- (5) 河川管理者は、委員会に審査結果を報告してご意見をいただく。

### 委員会審査の流れ(ガイドライン制定後の審査)

申請者が占用許可説明書を作成

- ① 申請者は、ガイドラインおよび審査表を参考に、「**占用許可申請説明書**」を作成して、河川管理者に提出する。
- ② 河川管理者は、**ガイドライン、審査表等を公開する。**

占用許可説明書

情報入手

#### 情報公開

ガイドライン公表

審査表公表  
・河川公園  
・グライダー  
・運動公園

委員会で審査した意見書公表

河川管理者による審査

- ① 河川管理者は、ガイドラインに従い「**占用許可申請説明書**」を審査する。
- ③ 河川管理者は、**審査表の項目ごとに審査結果を整理し、「審査結果一覧表」**を作成する。
- ④ 河川管理者は、「**審査結果一覧表**」を提示して申請者に**審査結果を回答する。**

申請者に審査結果を回答

「**審査結果一覧表**」で審査結果回答

委員会には、**占用案件の審査結果を報告する。**

### ガイドライン制定後の「審査のしくみ」を検証

平成21年9月に占用期間が満了となる案件『野洲川ふれあい公園』で検証をする。

#### 委員会での検証

- 委員会で『**審査の仕組み**』をチェックして、運用可能であれば、この『**仕組み**』で今後運用する。
- ① 河川管理者は、『**野洲川ふれあい公園**』の「**審査結果一覧表**」を委員会に提出
- ② 河川管理者から「**審査結果一覧表**」の説明を受ける。
  - ★「**審査結果で確認が必要な内容**」は、**現地調査で状況を確認**
  - ★**河川管理者の占用の考え方**を確認
- ③ 委員会は、河川管理者の**審査の考え方、審査結果**などから**改善事項**を指摘

#### 【説明】

野洲川の占用施設のうち『野洲川ふれあい公園』は河川保全利用委員会未審議。他の公園は河川保全利用委員会の審議済み。

#### 【検証ポイント】

- ① 河川管理者が判断に困る内容はあるか？
- ② 新規案件の扱いはどうするか？

改善事項を改善した内容で『**仕組み**』を再整備する

本運用

資料8 今後の委員会運営、審議内容について

委員会名称	委員会運営など全体事項	申請の諮問に対する審議	意見書の提出・許可手続きなど	基本理念の検討	ガイドラインの検討	その他
第13回委員会 (H19年2月1日)	○ライダー意見照会文書	○ライダー案件の審議(1) 河川管理者からの説明		○基本理念の検討(1) 今までの審議の整理		
第14回委員会 (H19年5月24日)	○委嘱状交付(4名)	○ライダー案件の審議(2) 申請者からの説明				
類似滑空場調査 (H19年6月3日)		○類似滑空場調査 大野・木曾川滑空場調査				
対話集会① (H19年7月29日)		○関係住民との意見交換① ライダー候補地現地案内 概要説明とアンケート実施				
対話集会② (H19年8月26日)		○関係住民との意見交換② 対話討論会形式 ⇒委員会に報告				
第15回委員会 (H19年10月4日)		○ライダー案件の審議(3) 申請者からの追加説明 ○野洲川H19年継続案件の進め方	※ライダー審査完了			◆ライダー審査表公表
調整作業会(4) (H19年11月22日)		○委員意見の調整・まとめ ライダー審査コメントの集約	※委員意見調整 ※ライダーの審査結果まとめ			
調整作業会(5) (H19年11月27日)		○委員意見の調整・まとめ ライダー意見書の集約	※委員意見再調整 ※ライダーの意見書(案)作成 ★運動公園審査方法検討			
第16回委員会 (H19年12月6日)	○継続案件意見照会文書	○ライダー意見書(原案)審議 ○野洲川H19年継続案件の審議(1) (河川管理者説明)	※運動公園審査表の提案	○基本理念の検討(2) 基本理念の検討		○現状説明資料(河川管理者)
第17回委員会 (H19年12月20日)		○野洲川H19年継続案件の審議(2) (現地調査)(占有者現地説明) ○ライダー意見書(案)審議				◆ライダー意見書公表 ○占有状況説明資料(占有者)
第18回委員会 (H20年1月17日)	○ガイドライン制定後の審査の進め方	○野洲川H19年継続案件の審議(3) (占有者説明)	※運動公園委員意見集約・調整	○基本理念の検討(3) ※基本理念・基本方針審議	○ガイドラインの考え方提案	
第19回委員会 (H20年2月21日)	○委員会審査の進め方	○野洲川H19年継続案件の審議(4) (占有者追加説明)		○基本理念の検討(4) ※基本理念・基本方針決定	○ガイドラインの審議(1) ※ガイドライン(素案)提案	◆基本理念公表 ○審査表の運用の流れ ◆運動公園審査表公表
調整作業会(6) (H20年3月上旬予定)		○委員意見の調整・まとめ 継続案件審査コメントの集約 継続案件意見書の集約	※委員意見調整 ※継続案件の審査結果まとめ ※継続案件の意見書(原案)作成			
第20回委員会 (H20年3月下旬予定)	○委員会審査の進め方	○継続案件意見書(案)審議	◆継続案件意見書提出		○ガイドラインの審議(2) ※ガイドライン(案)決定	◆継続案件意見書公表 ◆ガイドライン公表